

日蓮聖人後期の曼荼羅について(三)

——授与者を通しての動向——

上 田 本 昌

一、

弘安三年五月に入って身延山の西谷には、駿河を中心として近郷からの出入りが活発になっていったようである。先ず四日には妙心尼御前、十八日には妙一尼御前を始めとして二十六日には富木、二十九日には新田等の諸氏より種々の供養品が届けられ、その礼状等が発せられている。

また此の間にあつて、八日には二幅の曼荼羅本尊が図顕せられている。その一つは「沙門日華授与之」とある第九の三枚継ぎからなる御本尊である。これには「甲斐国蓮華寺住僧寂日房者、依為日興第一弟子所申与之如件」という日興の添書が大増長天王の左右に小文字で記されている。寂日房という房号をもった人は、日蓮聖人の在世當時に二人いたことが判明している。一人は寂日房日華で、もう一人は寂日房日家である。従つてこの場合は寂日房日華の方に授与されたものと考えられる。日興の弟子で身延の地元である甲斐の蓮華寺に住していたことがわかる。「大本門寺重宝也」と大広目天王の左側に小文字で添書があることからすると、富士の本門寺重宝として奉安されていたものとも考えられる。首題と四天王、並に梵字とご署名・花押が太字で雄渾な筆跡を示し、弘安式を代表するものの一

幅といえる。「沙門日華」については詳しいことは不明であるが、同じ寂日房でも日家の方は、聖人より『寂日房御書』を賜っており、一説によると上総国夷隅郡興津の領主の子で、七歳の時に出家したとも伝えられている¹⁾。しかし日華は日興を介して聖人の門下となったこと、甲斐国の住人で蓮華寺に住していたこと等の外は、あまりつまびらかでない。いずれにもせよ此の頃、西谷を訪れ聖人から御本尊の授与を得ていたことには間違いはないものと考えられる。現在、京都の本能寺に此の御本尊は保存されている。

次に同じく五月八日の図頭による御本尊が沼津の妙海寺に保存されている。第九三の三枚継ぎで、右下の隅に授与者名が記されていたものを、削除したものであり、直接の授与者は不明である。前の第九二とほぼ同様であり、同日二幅の内の一幅である。日華と同道して西谷を尋ねた人への授与とも考えられないこともないが、確証はえられない。署名と花押が接しており、特に「蓮」の字は花押の中に収まって、此の期の特徴となっている。

さて、六月に入ると窪尼から粟の早稲が送られてきているが、俗日円に対して曼荼羅の授与がなされている。日付は不明であるが、四天王は省略されており、不動と愛染の二梵字が全紙の長さにならわって書写されている。これは此の月に書写された他の二幅と共通している。即ち第九四・九五・九六の三幅は共に六月の図頭で、同型式なところからするとこれまた同日の図頭かとも考えられる。「俗日円」については詳細不明であり、真蹟は小浜市の長源寺に所蔵されている。

第九五は左梵字の下に「俗藤原国貞」とあり、「六月日」の左に「法名日十授与之」と記されている。したがって藤原国貞・日十に与えられたことがわかるが、俗とはいえ法名をもった信徒として、熱心な門下の一人であったことがわかる。だがこの人物についての詳細は不明である。藤原姓からすると当時は地位をえていた人か、または武家で

あつたかもしれない。真蹟は京都の本法寺に所蔵されている。もう一幅の第九六は愛知県実成寺に所蔵されており、左梵字の下に「俗日肝授与之」とある。この人も俗ながら日肝の法名を持っていたことから推察して、前二者と同様のことが考えられよう。即ち日円・日十・日肝の三名は、共に俗の身ながら日号を持ち、同型式の御本尊を、恐らく日を同じうして授与されている点から、なんらかの關係があつた人々ではなかつたかと考えられる。この中で日十だけが藤原国貞という姓名を明記されていることからすると、日円・日肝は日十の一門、又は同族であつたかもしれない。なんらかの理由で西谷を尋ね、祈願のための曼荼羅を授与されたものとも推察される。聖人の門下がすべて日号を持っていたわけではないが、主な弟子を始め日妙・日女・光日等男女を問わず日号をもっていた人々は、皆篤信の徒であつたことがわかる。前にも述べた如く、二梵字大書の型式は、主として祈願の爲の図顕が多い。四天王を略して不動・愛染の二梵字（種子の形象化）大書は、例えば弘安二年十一月の第七〇から、同三年三月の第八〇までに八幅を数えることができる。この三幅もまた同様の趣旨をもって、同型式の二梵字大書となつたものともいえよう。此の年は正月早々より特に法華經を信仰する人々に対して、他の宗团からの批難が強まっていたようである。正月二十七日の大田入道宛の御返事によると、真言の座主を中心として「此等人々は釈迦・多宝・十方の諸仏の大怨敵」であり、「御讎敵なりと見えて候ぞ。我弟子等此旨を存て法門を案給べし。」と訓示している。また三月八日の上野殿に宛てた御返事によれば、「天の日月、八万四千の星、各いかりをなし、眼をいからして日本国をにらめ給ふ。今の陰陽師の天変頻りなりと奏し申是也。地天日々に起て大海の上に小船をうかべたるが如し。」という状態であつた。さらに七月二日の大田氏女房宛御返事によれば、「今の代は外典にも相違し、内典にも違背せるかのゆへに、二の大科一國に起て、已に亡國とならむとし候歎。不便不便。」とあり、正法正師の敵多くして天変地天も連続し、まさに亡

国の様相を呈していたことになる。

このような時期に当り、藤原国貞を始めとする一族同門の信徒らに、法敵退散と災難を除くための祈願をこめた曼荼羅の授与があり、信心増進を勧奨されたことは当然ありえたこととして理解することができよう。

二、

八月に入って「俗日重授与之」の第九七の御本尊がある。四天王を備えた総勧請の型式であり、沼津市岡宮の光長寺に所蔵されている。丈五三・九、幅三四・二の一紙で小型に属しているが、筆法も雄渾で首題、四天王、二梵字、署名、花押は太字である。この月は内房女房からの御布施料十貫が届けられ、上野殿からは男子誕生の報が入り、日若御前と命名されている。⁶⁾「俗日重」については、恐らくは富士近辺の信徒ではなからうかと考えられる。すでに前年の弘安二年頃には、多い日には山中に百余人が集まってきて、法華経の読誦や摩訶止観の講義が開かれているので、この頃にもそうした百人からの僧俗が、聖人のもとに来て、聴講や読誦行が実施されていたことも推察されよう。或いは日重もそうした人々の中の一人であったかもしれない。尚、この御本尊から讚文の「仏滅度後二千二百二十余年之間云云」とあるのが、「三十余年」と改められるに至っている。

九月に入って三日には「俗日目」宛の第九八がある。これには又、日興の次のような添書が右下にある。即ち「富士上方上野弥三郎重満与之 日興」とあり、更に左下には「正和元年出家三郎左近入道也」とある。ただしこの両添書は左右の筆跡が違つようにも見える。直接の授与者である「俗日目」と、添書にある上野弥三郎重満と、出家三郎左近入道との関連が判然としない。弥三郎重満が正和元年出家して三郎左近入道となった、とも受けとめられるが、

さだかではない。日興の「本尊分与帳」によると、「一、富士上野弥三郎重光者、日興弟子也。仍申与之。上野殿家人也。」とある。この弥三郎重光は先の弥三郎重満のことかどうかもつまびらかではない。もしも同一であるとすると、この「俗日目」なる人物は、上野殿の家人か、又はその周辺の存在ではなかったかとも考えられる。

一年前の弘安二年二月に図顕された第六〇の曼荼羅には、本誌先号にて述べた如く、「釈子日目授与之」とある。これはもちろん新田卿公日目のことで、「日興第一弟子也」といわれている大石寺二祖のことであるが、この「俗日目」は在俗の篤信であったことがわかる。現在京都の妙蓮寺に所蔵されている。富士方面の曼荼羅授与者には、このように日興関係の人々が多く、それだけ日興の教線が多くの地域に影響をもっていたことを物語っているといえよう。

次に九月八日には「優婆夷源日教授与之」の第九九番目がある。横浜市中区の某家で所蔵しているが、この御本尊については、延山二十一世寂照日乾・同二十二世心性日遠・同二十八世妙心日奠の三師が、それぞれに「御靈苦言記録」や「御真輸入函之次第」等の中で、身延の重宝として記録に残している。特に日奠の目録の中には、三十二世智寂日省が付け加えた文が残されている。それによると「弘安三年波木井日教授与之御本尊者云々」とある。乾・遠・奠の三師の記録には、共に「優婆夷源日教授与」とあるのに、省師に限って「波木井日教」とあるのは不審であり、更に三十三世の遠沾日亨の「西土蔵宝物録」には、「波木井日長授与」と記されていることも指摘されている。

そうしてみると、この優婆夷の源日教なる人物は、地元の波木井氏の関係者であったかもしれないと推察できよう。そうでなければ「優婆夷」とあったものが、なんの関係もなく「波木井」に変わるはずがないと考えられるからである。また「源日教」とあるのは、周知の如く波木井氏は清和源氏の流れを汲むものであるから、特に不思議ではないともいえよう。ただ優婆塞ではなく優婆夷であるとすると、たとえ波木井氏の関係者であったとしても、当時女性で

「源日教」というのは、少々疑問が残るところである。日号を授けられた女性信徒は他にもいるので、別段のことはないが、「源日教」となると、男性の場合は当然であるが、女性の場合は珍らしいのではなからうか。いづれにしても九月八日に源日教への御本尊が授与されたことは間違いないことであり、日教が西谷を尋ねていたことになる。

この九月は一日に松野殿女房から、白米や芋・梨子・枝大豆等の野菜類が送られてきており、六日には上野殿後家尼御前から、南条七郎五郎の死去の訃報が届き、十九日には光日尼へ、また翌二十日には大尼御前への御返事が記されている。源日教を入れると二十日間に、女性ばかり五人もの人々から、御供養や書信が届き、御返事や御本尊の授与がなされているのであって、西谷は信女・優婆夷を中心とした交信が盛んであったといえよう。身延時代九年間を通してみても、聖人の女性信徒に対する教化は、男性信徒に対するよりも多いものがあつたことは、こうした消息文や御本尊の授与等の上からも首肯できるものがある。実際に西谷を訪れた人数については、定かではないが、女性の身としては四山四河に囲まれた山奥の地へ旅することは、当時として容易なことではなかつたろうと考えられる。従つて男性の弟子や信徒の出入りの方が、数からすると多くて当然といえよう。しかし女性は使者を立て西谷へ供養の品や通信文を託してよこしている例は、相当に多くみられるのである。食糧品や衣類等、女性らしいこまやかな気配りによる供養品が届けられ、草庵生活の聖人を慰めることができたものといえよう。この九月がその代表的な一時期であつたと考えられる。

次に十一月に至り、今度は比丘日法に授与された第一〇〇番の御本尊がある。これは首題も雄大であり、先の第九九・第九八がやや細目であるのに対し、これ以後は大書されている。弘安後期らしく首題と四天王が他を圧して堂々と書写されている。また授与者の「比丘日法」については、前の第六五の御本尊には「沙門日法授与之」とあり、こ

の「比丘日法」との関連については、判然としないものがある。既にこのことについては本誌の先号にてふれているので重複をさけるが、恐らくは同一人物とみなしてさしつかえなからう。第六五の御本尊は集団の代表者たる沙門日法へ、第一〇〇の御本尊は個人としての比丘日法への授与ではなかったかと考えられてくる。

尚、日興の筆で、「紀伊国目刑部左衛門入道相伝之」と添書が右下にあり、また更に「子息沙弥日然譲与之」と書き加えられているというが、現在ではほとんど読むことができなくなっている。日法に授与されたこの御本尊が何らかの仏縁により、次ぎ次ぎに相伝されていったものとみなしえよう。現在は佐渡の世尊寺に保存されているということも、その一端を物語っていると考えられる。

三、

かくして十一月にはもう一幅、有名な「伝法御本尊」と称されている第一〇一の曼荼羅がある。この御本尊は特に首題も二梵字・四天王共に雄大であり、首題と花押が全紙（一九七、六種）を通して大書されている。「釈子日昭傳之」とあるところから、「伝法御本尊」と称されるに至ったと考えられる。普通は「授与之」とあるのであるが、この御本尊に限って「傳之」とあり、異例のこととされている。

六老僧の筆頭であり、教線の拡張に重きを置いていた人への授与であるが、十二枚継ぎの点からみても、日昭個人宛のものというよりは、「釈子日昭」にかかわる一門の人々への御本尊としてみることができよう。既に述べた如く、個人宛の御本尊と集団を対象とした御本尊とが考えられるが、特に直弟子の中でも、活潑に布教し法華堂を構えて宗教活動を実施していた所では、その代表者に宛て授与されていたものとみることができる。日昭・日向といった直

弟子に、重ねて曼荼羅の授与があつたことは、それを証する一つともいえよう。その意味からすると「傳之」という意図が理解できると考えられる。⁹⁵

「釈子」という表現は、日蓮聖人の場合、『撰時抄』の最初に「釈子曰蓮述」⁹⁶とある。佐渡を経て身延へ入山された聖人は、この書を著して、教儀に関するしめくくりの一つとしておられる。敢て「釈子曰蓮」とされた心意気を感じることができよう。「日域沙門日蓮」⁹⁷とか「根本大師門人日蓮」⁹⁸又は「本朝沙門日蓮」⁹⁹「沙門日蓮」¹⁰⁰「桑門日蓮」¹⁰¹「扶桑沙門日蓮」¹⁰²といった表記もあるが、やはり「釈子曰蓮」と称したことに大きな意義が感じとれよう。⁹⁵

この御本尊で「釈子曰昭」とされたのも、日昭に対する期待と、遊学時代からの心をゆるした仲であり、且つ一歳年長であつた日昭に対する聖人の心が現れているものとも考えられよう。事実日昭は門下の長老として、聖人が佐渡へ流罪されたあと、また身延へ入山された後の鎌倉にあって、教団をよく維持して時に聖人に代つて指導的役割を昭・朗の二師が中心となつて果たしたといわれているので、⁹⁵曼荼羅の授与も当然であり、「傳之」とされた意図も充分に納得できるものといえる。名瀬や浜土に法華の道場が造立され、日昭を中心に一帯の信仰は盛んとなつていたようであるが、この御本尊もそうした道場に奉安され、後に寺院として栄えていく基礎をなしたとも考えられてくる。ともあれ「伝法御本尊」としての意味は、当時の信仰生活者らにとつて、極めて深いものを持つていたといえよう

四、

年が改まり弘安四年に入ると、二月二日に「優婆塞藤原日生授与之」という第二〇二の曼荼羅がある。珍らしく日付が入っており、池上本門寺に所蔵されている。授与者の藤原日生とはどのような人物か、詳細は不明である。第九

五の御本尊が「俗藤原国員」に授与されており、第八八が「優婆塞藤原広宗」であることからすると、同じ藤原姓であるので、あるいは同族とも考えられよう。日号を持っている点からみても、相当に熱心な信徒の一人であったことがわかる。

此の頃は一月から二月へかけて、重須殿女房や、上野尼御前、棧敷女房といった人々が、食糧や衣類のご供養を西谷へ届けている。これらの人々に交って藤原日生も身延を訪れ、御本尊の授与にあずかったことになる。身延山の二月はまだ寒気も厳しいので、登詣することも難儀であったことと考えられる。

次に同じく二月にもう一幅、「俗資光授与之 亦云宝 日」の第一〇三の御本尊がある。熊本の本妙寺所蔵であるが、この俗資光についても身元はよくわかっていない。「亦云宝 日」についても何等の手がかりはない。御本尊の型式は前の藤原日生に授与されたものと全く同一である。この同じ頃、西谷を訪ねてきたものと考えられる。直檀の一人であったことに相違はなからう。

三月に入って「俗日大授与之」の第一〇四の御本尊がある。これは前の資光や日生に与えられたものといささか筆が異り、左下花押近くに「懸本門寺 可為末代重宝也」とあり、右側下隅には「富士上野顕妙新五郎仁日興申与之」と細字で添書されている。何れも日興の書いたものである。従って日大もまた日興の関係者であったろうと推察できる。左右の添書が理解しにくいところであるが、当初は日大授与の御本尊であったものを、何んらかの理由により、一旦は本門寺の末代重宝として懸けるべく考えられたが、縁あって富士上野顕妙新五郎に日興から与えられたものともみることができよう。

或いはこの逆に、日大から日興へ渡り、更に新五郎から本門寺ということも考えられないわけではないが、もしそ

うであるとしたら「末代重宝」の御本尊であるだけに、当然のことながら本門寺の所蔵でなくてはならないであろう。しかるに香川県高瀬の法華寺所蔵となっている点から推察するに、恐らくは右下の日興添書の通り、日興から新五郎へ与えられていったものと考えられよう。いずれにもせよ俗日大授与の御本尊が、何に故に本門寺の末代重宝となっていたのか、又それが新五郎へ渡っていかなくてはならなかったのか、一幅の御本尊をめぐって、そこに秘められた史実を探ることは、当時の信仰者間の動静を知る上からも意義の深いものがあると考えられる。新五郎が日興の弟子であり、百姓であったことは、日興の「本尊分与帳」²⁴に記されている通りである。しかし最初の授与者たる日大については、詳細が伝わっていない。俗とはいえ日号を持ち、御本尊の授与までされているので、当時は富士方面の篤信者の一人であったろうことには相違ないものといえる。尚、この御本尊には、普賢・文殊・舍利弗等の迹化が省略されている。

四月に入ると五日に、「僧日春 授与之」という第一〇五がある。岡宮光長寺に保存されているが、僧日春については、「往『別頭統紀』の伝えるところによると、「光長寺第三代日春法印」とあり、「字空存俗姓鮎沢氏甲州山梨郡之人也。天性聡敏好_レ学不_レ倦云云」とあって、最初は天台宗の僧であり、岡宮に瑞世し法印に昇ったという。休息山の日乗と縁が厚く共に日蓮聖人に帰依し、身延山へ登って師資の契を結び、聖人より日春の名を賜ったと伝えている。和泉阿闍梨日法を請して開山の祖とし、休息の日乗を第二の主となし、自らを第三代にあてたことから、岡宮と休息の「両寺一山之格」となしたとも伝えている。即ち四月五日に西谷を尋ね、聖人よりこの御本尊の授与があったわけであるが、右の所伝によれば日春は元は慈覚大師の流れをくむ台密僧からの改宗僧であったことがわかる。また日法に仕えること「如_レ侍高祖」とあるので、実際は日法・日乗の影響を大きく受けた改宗帰伏の僧であり、直弟子と

はいえ、聖人に常時付き従っていたというわけではない。聖人の弟子や信徒の中にはこうした類の人々も決して少なくなかったことと考えられる。たまたま日春もそうした中の一人であったといえよう。⁶⁵⁾遺文上には現れてこない僧俗で、曼荼羅の授与に当り、その名を残すという人物もあって、西谷を尋ねてきた人々は、この他にも相当あったであろうことが推察される。

尚、身延の三十三世遠沾日亨の御本尊臨写による『御本尊鑑』によると、「沙門日春」とあり「日春授与弘安二年弘安二年七月」とあるが、この「沙門日春」へ授与されたという御本尊は、現在のところ『御本尊集目録』の中には収録されていないし、「沙門日春」と「僧日春」との関係についても、一見同一人物のようにも考えられるが、今のところ審らかではない。惟うに弘安四年四月五日の御本尊が、僧日春に授与されたものであり、現に光長寺に保存されていることから推すと、この時に日春は西谷を尋ね、『頭記』の説の如く、日春の名を賜ったとすると、『御本尊鑑』の伝える「弘安二年弘安二年七月日沙門日春授与」は別人ということになってこよう。しかしその御本尊（沙門日春宛）は、現在拝見することができないので、果して身延山宝蔵に伝えられているというが所在は不明である。したがって弘安二年の沙門日春宛の御本尊については、これ以上論及することはできないが、もう一つ不審なのは、仮りにこの御本尊が当時存在していたとして、身延山の宝蔵にあったという点である。光長寺の三祖日春宛であるとしたら、当然のことながら光長寺にあるべきである。それが身延にあったということも、妙であると考えられる。或いは全くの別人であったとすると、沙門日春は如何なる人物であったらうか、今後の研究を待つことにならう。

次に四月十七日付で「俗真広授与之」の第一〇六番の御本尊がある。丈が五四・二種、幅が三三・三種の一紙で小型であり、第一〇四番と同様に普賢、文殊等といった迹化は省略されている。更に四天王もなく二梵字が大書されて

いる。京都の本国寺に所蔵されているが、通称を「若宮御本尊」と称されている。その理由は審かではないが、真広という人物に由来するのかもしれない。『大風御書』によると、「去文永十一年四月十二日の大風と、此四月二十八日のよの大風と勝劣いかん。いかんが間候といそぎ申せ給候へ。」とあるので、この頃又天変があり、災難除けの御本尊として、こうした型式(二梵字大書)のものが採用されたものかもしれない。前述の如く二梵字大書の型式は、祈願を主とした場合に多いので、この御本尊もあるいは真広の祈願に対しての御図頭であった、とも考えられる。聖人の檀越としてあまり名の知られていない「俗真広」ではあるが、晩年の信徒の一人として、篤信の徒であったと考えられる。

次に四月廿五日御染筆の「比丘尼持円授与之」という第一〇七の御本尊が京都の本満寺に所蔵されている。この御本尊は再び十界勸請で四天王を備え、三紙ながら雄渾である。右下の大広目天王の右側に「甲斐国大井庄々司入道女子同国曾根小五郎後家尼者日興弟子也仍申与之」とあり、同天王の左側には「可為本門寺重宝也」と日興筆の添書がある。また左側下の授与者名と花押の中間に、「孫大貳公日正相伝之」と日興の添書がある。したがって比丘尼持円は、日興の添書にある曾根小五郎後家尼のことを指しているとも受けとめられるが、必ずしも同一人物であるかどうかは決めかねる点もある。前例によると、直接の授与者とは違った人物に、更に「申与之」ということもあるからである。しかし「孫大貳公日正相伝之」とある点から推すと、判明するようにも考えられるが、大貳公については、『御本尊集目録』でも指摘している如く、日郷の『日興上人御遷化次第』の中に、二名の大貳公が存在していたことがわかる。即ち「前陳上蓮坊」の下に「右三位阿闍梨。大貳公。美濃公。周防公等々」と続いており、さらに「後陳蓮藏坊―右伊予阿闍梨。宰相阿闍梨」等と続いて、六人目に大貳公が名をつらねている。また御遺物の分配に当

ては、「二連大貳公」と「一連大貳公」と表記されている。何れにしても日興の弟子であったこの後家尼と、孫大貳公日正とが、この御本尊を相伝していたことには相違ないものといえる。十界勸請の調った型式であり、三枚継ぎである点などから「比丘尼持円」を代表者とする一団の信徒のグループに授与されたものとも考えられる。故にこれのちに「本門寺重宝」として格護されるに至ったものともみなしえよう。日興の教線の中で、活躍した人々も多数のことであろうが、その主な人物に対しては御本尊の授与も、当然考えられてくるし、また西谷を訪問して直授された者、或いは日興の手を経て与えられた者等もいたことであろう。西谷の聖人をとりまく比較的近郷の信徒集団から、折りあることに聖人を訪問する者がいたであろうことは、充分に推察しうるところである。

しかし、同上の『本尊分与帳』によると、寂日房の弟子であるという曾根五郎の後家尼は、「但^レ聖人御滅後背^ル」とあるので、遂いには退転してしまったようである。この寂日房についてもまた前述の如く、寂日房日華と寂日房日家の二人がいる。聖人の滅後に背いたというが、如何なる理由からか不明であるが、後家尼の身であり寂日房の弟子であったことからすると余程の原因があったものといえよう。

この御本尊を凶顕せられた翌日の四月二十六日に、「比丘尼持淳授与之」の第一〇八番目の曼荼羅がある。この授与者である「持淳」の字は、たまたま花押にかかってしまい、読みにくくなっているが、多分「淳」であろうと考えられている。二日にわたって共に比丘尼である持円と持淳に授与されている点からして、この二人は一緒に西谷を訪れ、聖人より日を前後して授与されたものとも考えられよう。この持淳宛の御本尊は、前の持円宛より一と廻り小型で、一紙に凶顕され鎌倉の妙本寺に現在保存されている。型式は持円宛と全く同様であり、十界勸請であるが、ただ右の梵字（不動）バンが、持円の時は左右同型のウンの如くに見えたが、持淳の時はまた元に戻った型となっている。

日蓮聖人後期の曼荼羅について(三)(上田)

この梵字の不動・愛染については、周知の如く種子の「バン」と「ウン」を象形図案化して用いられたものであり、梵字をそのまま現されたわけではないので、聖人の独特の筆法によるものであるといえる。

こうして四月には、僧日春を始め、俗の真広や比丘尼の持円・持淳等が、西谷を尋ねて曼荼羅を授与され、更に深い教化を受けている。尚、この四月八日には例の『三大秘法真承事』が執筆せられたことになっている。三大秘法について大田金吾に宛た「御返事」の形をとっている。「此三大秘法は二千余年の当初、地涌千界の上首として、日蓮^カに自^カ教主大覚世尊「口決相承せし也。」³³というところの相承の世界が、即ち大曼荼羅として図顕せられているといえよう。この御書についての研究は、既に各方面で実施されているが、³⁴この時点で図顕された百余幅の曼荼羅本尊を合めて、三秘の結要を示されたものといえよう。

〔註〕

- (1) 『本化別頭仏祖統紀』 十一—三
- (2) 『日蓮とその門弟』(高木豊著) 九八頁
- (3) 本誌第六五号 三九頁参照
- (4) 慈覚大師事 定遺 一七四—三頁
- (5) 上野殿御返事 同 一七四五頁
- (6) 大田殿女房御返事 同 一七五八頁
- (7) 内房女房御返事 同 一七八四頁
- (8) 上野殿御返事 同 一七九二頁
- (9) 『宗学全書』興尊全集 一一七頁

- (10) 『御本尊集目錄』(立正安国会) 一四二頁
- (11) 同 一四二頁
- (12) 本誌第六五号三六頁を参照されたい。
- (13) 『御本尊集目錄』(立正安国会) 一四三頁
- (14) 日法については、『本化別頭仏祖統紀』(十一—)にその伝記がある。即ち甲州安国山立正寺開山で和泉阿闍梨と称した。
- (15) 「伝之」とは、集団に対して末代に此の御本尊を伝え、信行の増進をはかるように、との意図がこめられていると考えられよう。断絶することなく、伝承され伝授されて行くべきであることを指示されたものといえよう。
- (16) 撰時抄 定通 一〇〇三頁
- (17) 得受職人功德法門鈔 同 六三三頁
- (18) 法華題目鈔 同 三九二頁
- (19) 頭仏未来記 同 七三八頁
- (20) 同 同 七四三頁
- (21) 法華取要抄 同 八一〇頁
- (22) 「釈子」とは言うまでもなく、釈迦仏の弟子・釈尊の子という意味があるが、特に釈迦仏の弟子という意味の中には、如来使・仏使としての使命と法華経行者としての自覚の問題が聖人の場合にはこめられていると解しえよう。
- (23) 『本化別頭仏祖統紀』(九—)に伝記があるが、宮崎英修博士は、昭・朗二師が身延入山で聖人不在となった鎌倉の地にあつて、門下の指導・監督に當っていたことを明らかにしている。(『道文辞典』八七四頁)
- (24) 『宗学全書』(興尊集) 一一七頁
- (25) 『本化別頭仏祖統紀』 十二—一〇
- (26) 『身延山史』によると、「日興・日向の両足は駿河富士方面に、日昭・日朗両上は鎌倉を中心に、(乃至)日法は甲州に各教線を張って宣伝せしかば、他宗学徒の掃伏改宗して衣を更ふるものに駿河にては日源・日秀・日弁・日禪等の台徒あり。甲斐には密家に日乘・日春あり。」(一七頁)とある。六老僧を始めとして中老・九老僧の教線拡張により、掃伏改宗の僧も多かったことがわかる。

日蓮聖人後期の受茶羅について(三)(上田)

日蓮聖人後期の曼荼羅について(三)(上田)

(27) 『御本尊鑑』 五四頁

(28) 大風御書 定遺 一八六六頁

(29) 『御本尊集目錄』(立正安国会) 一五二頁

(30) 『宗学全書』(興門集) 二七三〜七頁

(31) 『宗学全書』(興尊全集) 一一六頁

(32) 興門の中には前述の因幡房日永の場合も「但今背了」と、後に至って違背する者が案外出ているようである。(本誌第十六号三十八頁を参照されたい。)

(33) 三大秘法襲承事 定遺 一八六五頁

(34) 古来真偽説があり、最近また新しい研究によって話題となっている。